

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	第三めぐむ保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 めぐむ福祉会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	理事長：岡田 正之 / 園長：岡田 昭夫	
定員（利用人数）	170 名（136名）	
事業所所在地	〒 547-0024 大阪府大阪市平野区瓜破1-2-45	
電話番号	06 - 6773 - 9888	
F A X 番号	06 - 6773 - 9889	
ホームページアドレス	http://megumu1-2.jp	
電子メールアドレス	uriwari@megumu1-2.jp	
事業開始年月日	平成 22 年 1 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 15 名	非正規 5 名
専門職員※	保育士：正規 10名、非正規 3名 栄養士：正規 2名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室：0・1歳児（1室）37㎡、2歳児（1室）32.9㎡、3歳児（2室）71.15㎡、4歳児（2室）124.95㎡、5歳児（1室）1131㎡ トイレ・沐浴室（8室）41.72㎡、調乳室（1室）3.44㎡、プレイルーム（1室）94㎡、調理室（1室）19.38㎡、事務室（1室）6.48㎡、倉庫（11室）43.73㎡	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

「赤ちゃんから、おとしよりまで」をモットーに、お一人お一人の「普通」にこだわり、保育園では自律性・社会性・協調性を身に付けるように、情熱をもって福祉に取り組み安心して暮らせる地位づくりをめざしております。また、特養くれない総合介護施設と相まって地域福祉の向上に努めます。

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ①大規模改修施設メリットによる保育需要に応える。
めぐむ保育園グループは、東住吉区及び平野区において4つの保育園を運営し、質の高い保育をしており、この地域の待機児童の解消に貢献している。
 - ・めぐむ保育園（0～5歳児、認可定員333人）
 - ・めぐむ保育園駒川中野分園（0～2歳児、認可定員30人）
 - ・第二めぐむ保育園（0～2歳児、認可定員70人、※ただし、H31.4.1から次の通りになる 0～5歳児、認可定員165人）
 - ・第三めぐむ保育園（0～5歳児、認可定員170人）
- ②特に、音楽・水泳に力を入れている。
 - ・めぐむ保育園、第三めぐむ保育園には、当初から温水プールを設置し（第二めぐむ保育園は、隣接する第三めぐむ保育園のプールを利用）、卒園までには、泳ぎをマスターできるようにしている。
 - ・音楽には力を入れ、歌唱・鑑賞に加え、鼓笛は大阪市内でもめぐむ保育園グループのみとなっているほどであるが、5歳児で構成される鼓笛隊は、運動会・生活発表会のみならず、東住吉区民フェスティバル、幼児マーチングバンド全国大会、関西幼児音楽フェスティバルにも出場している。
 - ・その他、英語教育もしている。
- ③情操教育に力を入れている。
 - ・送迎、遠足等のバスは、特注のアンパンマン、機関車トーマス・パーシーなどのキャラクターを描いたバスを使用している。
 - ・こうしたキャラクターの遊戯器具を園庭に設置し、また、めぐむ保育園では阪堺電車の実物を展示するなど、園児の屋外遊戯、情操教育に力を入れている。
 - ・ちびっこまつり（夏祭り）、運動会、生活発表会（以上三大イベント）に園を挙げて取り組み、園児の情操向上を図っている。
 - ・年1回、奈良県立馬見丘陵公園、広陵町立かぐや姫竹取公園に園バスで行きます。また、いもほり体験、水族館、動物園などにも行っている。5歳児は1泊保育もしている。
 - ・七夕まつり、クリスマス、ひな祭りなども行う。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成30年12月4日～平成31年2月26日
評価決定年月日	平成31年2月26日
評価調査者（役割）	1-059（運営管理委員） 1602C034（専門職委員） （ ） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

駅に近い利便性の高い地域で第三めぐむ保育園は運営されています。街中での保育園として、広い運動場の設置の難しい環境を補うために、また、子どもたちが自身の命を守る技術の習得の為にとの思いから、保育園で温水プールの設置を行い、年間を通してプール指導を行っています。その他、音楽指導にも力を注いで情操教育を進めています。

(注) 判断基準「abc」について

(a) は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b) は多くの施設・事業所の状態、(c) はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取組水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受審で(a)を得られなくなる可能性もあります。

◆特に評価の高い点

自園でのプール指導や、音楽指導に力を入れています。また、街中の園ですが、固定遊具等を設置し、子どもが楽しめる環境を整備しています。

◆改善を求められる点

理念や基本方針に基づき、地域の動向や経営状況を踏まえた中長期計画を策定することが求められます。策定した中長期計画をふまえて、職員の意見を反映し、具体的な事業計画を策定することが求められます。

大阪市や他府県のマニュアルを使用していますが、園の環境、子どもの状況等に合わせた園独自のマニュアル(保育の標準的実施方法を始め、危機管理等各種マニュアル)を全職員参画のもとで作成し、研修等の実施により、職員に周知することが求められます。マニュアルは定期的に見直しをすることが求められます。

保育の質の向上のため、職員一人ひとりの自己評価及び園全体の自己評価を定期的に行い、PDCAサイクルを活かす組織的な仕組み作りが望まれます。また、職員会議、引き継ぎ事項、研修の実施等に関しては、日時・参加者・具体的内容を明確にして、園として記録を整備することが求められます。

現在の保育指針に基づいた保育課程(全体的な計画)を全職員参画のもとで策定することが求められます。また、3歳未満児及び障がい児に関しては、一人ひとりの子どもの発達に応じた個別指導計画を毎月作成することが求められます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園9年を迎え、初めて第三者評価を受審させていただき、今まで進めてきた保育の確認及び園全体の運営について改めて考えるきっかけになりました。今回の評価結果を真摯に受け止め、改善点や新たな課題にしっかり取り組み、これからも、子ども達・保護者の方々、また、地域福祉のために、職員一同力を合わせてよりよい保育園の運営に努めたいと思います。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

	評価結果
I-1 理念・基本方針	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	理念、基本方針や、現状の保育の在り方については、パンフレット等から読み取ることができます。職員への周知については、会議録が無いため確認できません。今後は、理念や方針について、日常保育との整合性が理解できる文書や記録の整備が望まれます。

	評価結果
I-2 経営状況の把握	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	平野区地域福祉計画、平野区、東住吉区のブロック会に出席し、人口の動向等について情報の交換をしています。定期的なコスト分析を行うことが望まれます。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	c
(コメント)	法人や施設の運営についての一般的な概念は聞き取り出来ましたが、現状の経営課題、改善すべき課題についての確認はできませんでした。新築建物の内容のみならず、運営に関する全ての経営課題を明確にし、具体的な取り組みに活かすことが求められます。

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
(コメント)	中長期計画を策定していませんでしたので、理念や方針の実現に向けた中長期計画の策定が求められます。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	事業計画は策定していますが、中長期計画の策定がないため事業計画は当該年度の形骸的な内容となっています。まず中長期計画を策定し、それを反映した具体的な内容の単年度の事業計画を策定することが求められます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
(コメント)	事業計画は策定していますが、中長期計画の策定がないため事業計画は当該年度の形骸的な内容となっています。事業計画は年間の運営の指針となる大切な記録文書ですが、それらの運用のための手順等の整備は認められません。事業計画が年次毎に的確に実行できる様に、運用手順の整備を行い、職員周知をすることが求められます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
(コメント)	事業計画の内容をわかりやすく説明した資料を作成し配付する等、保護者がより理解しやすい工夫を行うことが求められます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
(コメント)	保育の質の評価を行う仕組みの構築がありません。保育運営の自己評価を行うための仕組みの構築が求められます。第三者評価の受審は今回1回目です。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
(コメント)	保育の質の評価を行う仕組みの構築がありません。定期的に園全体の自己評価を実施し、課題を明確にし、職員参画のもとで計画的に改善に取り組むための組織的な仕組みの構築が求められます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	c
(コメント)	施設長の経営管理の方針は、職員への周知が十分ではありません。役割や責任についての情報が開示されていません。職務分掌には職種の責任、業務について文書化していますが、有事の際の責任分担、施設長不在時の代行責任者の記載が求められます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	c
(コメント)	保育所として遵守すべき法令に関する活動の記録が認められません。遵守すべき法令の理解、学習や研修への参加、職員への周知を行い、記録することが求められます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	c
(コメント)	記録類がないため、保育の質の評価を行う仕組みの構築が確認できません。行事の検討や反省等については一部行っています。質の向上について具体的な目標や改善等を行ったかどうかの実績が認められません。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	c
(コメント)	保育園事業の経営会議として、法人の他園の園長、主任、法人本部事務局長で話し合いの機会を設けています。具体的に話し合った内容・日付・参加者等を明記した記録の整備が望まれます。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
(コメント)	法人が求める人材の確保や育成についての方針は認められません。職務分担表、重要事項説明書の中に、職員の任務や属性について記載しています。人材確保のために保育フェアへ参加していますが、人材の確保、育成について、具体的な計画を策定し、計画に基づいた取組を行うことが望まれます。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	c
(コメント)	法人の期待する職員像等の明確な基準がありません。人事基準を明確に定めて職員に周知することが求められます。職員からの意見・意向に基づいた、評価分析の取組は認められません。職員自らが将来を思い描ける総合的な仕組み作りが求められます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	c
(コメント)	職員の労務管理やメンタルケア、ワークライフバランスについて、法人の思いは聞き取りできました。職員の心身のケアや働きやすい職場作りに向けた組織的な取組が求められます。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
(コメント)	組織が期待する職員像を設定し、職員個々の保育目標を明確にすることが求められます。また、職員一人ひとりの目標設定について、達成に向けた進捗状況の確認を適切に行うことが求められます。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
(コメント)	期待する職員像の明示がありません。保育計画の中に基本方針達成のために必要とされる専門技術の明示がありません。研修計画を策定し、評価、見直しを行うことが求められます。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	個々の職員の資質を把握するための仕組みづくり及び記録の整備が望まれます。外部研修の参加の頻度は多くありません。組織が求める保育方針を達成するために、職員研修に参加しやすくする体制の構築が望まれます。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生や職業体験生を受け入れることは、少子化の現在において貴重な子育て体験の場です。実習生の積極的な受け入れ、それに伴う指導者の育成などの受け入れ体制整備が望まれます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	ホームページの活用により、法人、保育所の情報発信をしていますが、更に掲示板などを活用して、地域に向けて園の情報発信をすることが望まれます。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	保育所においての事務的な取引のルールは設定されていません。職務分掌の中に職務の分担を明示しています。法人が依頼している公認会計士より、必要に応じての助言を受けていますが、内部監査、外部監査を活用することが望まれます。	
		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	c
(コメント)	地域の方々や組織との積極的な交流や活動はなされていません。数年に1回、地区のお祭りに参加しています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	基本的にはボランティアの受け入れはしていません。今後受け入れが可能となるように、受け入れに関しての体制を整える事が望まれます。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	社会資源を明示したリストを作成し、職員に周知し、会議録に残すことが望まれます。他機関との定期的な連絡会等はないものの、必要とされる事例があった際には、関係機関との話し合いや行政との連携はなされています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	b
(コメント)	地域ニーズの把握がなされておらず、多様な支援活動に至っていません。災害時の地域における本園の役割の確認はなされていません。地域の活性化についての貢献は今後の課題としています。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
(コメント)	法人理事会の役員の中に民生委員、児童委員の方々があり、その方々から地域の情報を得て、地域ニーズの把握をしていますが、積極的な把握には至っていません。それらのニーズに対しての地域貢献活動には至っていません。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	c
(コメント)	子どもを尊重した保育への取り組みについては、明確な実践記録や具体的な取り組み実績は認められません。保育の標準的な実施方法を策定していません。子どもの人権や文化の違いに対して理解することを保護者の方々に周知する活動実績はありません。平成30年度は理事長による人権や感染症についての職員研修が予定されています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	c
(コメント)	プライバシー保護に関しての規程やマニュアルは整備されていません。子どもの虐待についての職員研修は実施されていません。子どものプライバシー保護についての環境は十分ではありません。運動会や入園説明会において、プライバシー保護について保護者への説明をしています。不適切な事案が発生した場合の対応策は明示されていません。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
(コメント)	ホームページや区役所のモニター掲示板により、広報しています。保育所紹介のためのしおり等の作成はしておらず、重要事項説明書によって情報提供しています。利用希望者には適宜の説明をしています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	保育の開始の際には重要事項説明書を用いて保護者に説明し、同意書をとっています。変更時の対応については確認出来ません。配慮の必要な外国の人にはひらがなでの文書の提供や、聴覚障がいの方にはFAXでの連絡をしています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	c
(コメント)	現状行われている変更時の手順等を整理し、引継ぎ文書の作成をすることが求められます。保育の終了後、子ども・保護者の相談に応じられるよう、相談しやすい窓口を設け、対応することを明示した文書の作成・配付が求められます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
(コメント)	登降園時に口頭での話し合い、連絡ノートでの伝達により、保護者とのコミュニケーションをとっています。参観後に、年長児の保護者は全員、他学年の保護者は希望者のみ懇談を実施しています。利用者満足を把握する取り組みを積極的に行い、分析・検討し、改善することが求められます。	

		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
(コメント)	苦情解決の仕組みについてはホームページや重要事項説明書に明示しています。第三者委員の設置については1名のみで、法人理事が就任しています。意見箱の設置はありません。園よりの「お願い文」という形で保護者へのお知らせの掲示があります。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	保護者の相談については、玄関掲示板に掲示しています。相談する場所については、相談しやすい環境の設定をしています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	c
(コメント)	相談業務についての記録の方法や報告の手順、対応策の検討等についてのマニュアルの整備や意見箱の設置が求められます。現在苦情は無いとのことから、特に苦情解決に関する記録等はありません。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c
(コメント)	リスクマネジメントに関する責任者を明確にし、体制を整備することが求められます。危機管理についてのマニュアルは大阪市発行の物を使用しています。職員は東住吉区、平野区の消防局により救急救命の研修を受けています。ヒヤリハットや事故事例を適切に記録し、職員参画のもとで再発防止に向けた取り組みを行うことが求められます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	感染症対策マニュアルは大阪市発行の物を使用していますが、自園のものとしての整備していないため、活動に使えるような状況にありません。組織的な感染症対策の策定が望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	c
(コメント)	災害対応マニュアルは設置していますが、それを活用しての訓練実績は認められません。大和川に比較的近いという認識は持っていますが、そのための対策は認められません。子ども、保護者の安否確認の方法が決められていません。地域の行政や社会資源との合同の災害訓練や連携は特に実施していません。備蓄品は水の準備はしていますが、食料や備品等備蓄品を検討し、リストを作成して管理者を決めて整備することが求められます。	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	c
(コメント)	保育の標準的な実施方法は、口頭やメモ等で職員に周知していますが、業務マニュアル等に明示されておらず、メモは廃棄するため、文章として確認できません。個々の保育士の考え方を尊重して各クラスの保育が行われていますが、一定の保育水準が保たれるよう、「第三めぐむ保育園」としての保育の基本的な部分を明文化することが求められます。また、それにもとづいて保育が実施されているかどうかを確認する仕組みづくりが求められます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
(コメント)	保育計画の見直しについては、必要があれば会議で行われています。職員や保護者に対しては、口頭での意向を取り入れながら保育が実施できるようにしています。今後、標準的な実施方法（マニュアル）を適切に文書化し、その検証・見直しに関して、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような組織的な仕組みづくりが望まれます。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	c
(コメント)	指導計画の策定にあたっては園長を責任者としています。また、その反省をもとに次の月の計画が作られています。今後、指導計画等を策定する場合は、主任・担任を含めアセスメントの手法を確立し、様々な関係職員が参加して協議を行い、協議内容については記録することが求められます。また、個別計画は毎月作成することが求められます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	c
(コメント)	指導計画の見直しが行われる時期や参加職員の確認ができませんでした。今後、組織的な仕組みを定めて実施し、見直しによって変更した内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施することが求められます。また、評価した結果を次の指導計画の作成に生かせるようにし、年間指導計画に評価・反省の記録が求められます。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	c
(コメント)	子どもの発達状況は入園時に聞き取り、定められた児童票に記録し、職員会議、朝礼、終礼などで情報共有、把握しています。今後は、情報共有を目的とした会議を定期的に行い、開催等の記録や、個別の指導計画にもとづいた保育実施の記録が求められます。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	子どもの情報に関する規定は、個人情報保護規程に定めています。個人情報関係書類を鍵のかからない各保育室で保管しています。今後は、個人情報保護規程等により、保管、保存場所等に関して職員に対し教育や研修を行い、記録に残すことが望まれます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	c
(コメント)	保育課程は、保育所の理念、保育方針や目的に基づいて園長が作成し見直し、評価、反省を行っています。保育課程は、保育に関わる職員が参画し会議を行い定期的に評価を行い検討するなどして、作成することが求められます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	外気温、室温、湿度、採光、換気に留意し、保育室の環境に配慮しています。午睡時は個人の布団を使用し、2週間に1度持ち帰り、日光消毒を行ってもらうなど配慮し、子どもたちが心地よく過ごすことのできるような環境を整備しています。手洗い場・トイレについては、一人ひとりのプライバシーが守られるような配慮が望まれます。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
(コメント)	子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を把握し、尊重した保育を行っています。また、子どもが安心して自分の気持ちが表現できるように、子どもの気持ちをくみ取り、要求を受け止め子どもの気持ちにそって適切に対応しています。特に、低年齢児には、わかりやすい言葉づかいで、おだやかに話しかけ、せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにすることが望まれます。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	b
(コメント)	乳児は個人差を考慮しながら、一人ひとりに応じ、無理強いせず子ども自ら排泄したい気持ちになるような言葉かけをしています。また、室内でのびのびと体を動かす時間をたくさん持ち、遊びの中で子どもたちが自ら進んで体を動かすことが出来る様な働きかけも見られます。用具や玩具の点検も定期的に行っています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント)	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されています。園庭にある大型遊具や本物の電車の展示をはじめとした、子どもが戸外で遊ぶ環境の確保をしています。	

		評価結果
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	乳児が安心して保育士等と愛着関係が持てるように、応答的な関わりをし、興味関心を持つことができるような遊びへの配慮がなされています。また、乳児保育において、養護と教育が一体的に展開されるように適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	1・2歳児の保育においては、一人ひとりの子どもの状況は、毎日の連絡帳や保護者との会話で把握し、子どもの育ちにに応じた基本的な生活習慣が身につけられるよう、一人ひとりに合わせた言葉かけや配慮が行われています。また、増改築後、職員間で保育室の使い方についての会議を行う等の取り組みをしています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	3歳以上児の保育においては、子ども一人ひとりの発達や様子を踏まえて基本的な生活習慣が身につくよう、年間指導計画、月案等の指導計画を作成し保育を行っています。また、集団の中で幼児クラスの子ども同士の関わりが深まることを大切に、皆で発表する楽しさを知らせる等、活動に意欲が持てる様心がけた保育に取り組んでいます。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	非該当
(コメント)	※障がいのある子どもが在園していないため非該当	
A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	早朝や夕方の延長保育を利用している子どもについては、一人ひとりの状態を把握し、ゆったりと過ごせるよう、要求に応じ、布団等を用意し保育が行われています。子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行い、担当の保育士と保護者との連携を十分にとることが望まれます。また、保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供については、献立表に明記することが望まれます。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	c
(コメント)	生活の流れに見通しを持って取り組めるような月案や保育記録を作成し、また、就学に向けて、子どもたちが主体的に活動する中で、色々なことに挑戦したり、協力する力が養われるような取り組みを行う等、計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項を記載し、それに基づいた保育を行うことが求められます。	

		評価結果
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	c
(コメント)	子ども一人ひとりの健康状態に関する情報として、日々の健康状況は連絡帳にはさんだ健康観察カードの記載で園長・主任・担任が把握しています。今後、子どもの健康管理に関するマニュアルや子どもの保健に関する計画を作成することが求められます。また、SIDS等の園内研修を行う等、健康状態を定期的に確認するために必要な取り組みが求められます。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	c
(コメント)	毎回健診後、結果を児童票に記載し、保護者にはその結果を口頭で通知しています。また、必要に応じて早期受診、治療をすすめています。家庭での保育に有効に反映されるように、保護者対応や、結果を保健計画等に反映させ、今後の保育を行うことが求められます。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	アトピー性皮膚炎・食物アレルギー等に対して、主治医による指示のもと対応を行っています。今後、職員はアレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得ることが求められます。また、他県のマニュアルを参考に対応していますが、園の状況に合ったマニュアルを作成し、職員に周知することが望まれます。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
(コメント)	乳児は、毎日決まった保育士と決まった場所で食事をすることで、安心して食事ができるように配慮しています。幼児は担任が子どもたちと同じテーブルと一緒に食事をすることで、個人差や食欲に応じて量を加減できるように工夫しています。また、食事マナーを伝えながら楽しんで食事ができるよう工夫しています。今後は、保育士と調理師が連携して食育の計画を作成し、食に関する豊かな経験ができるよう、保育計画に位置づけた取り組みが求められます。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
(コメント)	子どもがおいしく安心して食べることのできるよう、一人ひとりの子どもの発達状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫がされています。また、季節感のある献立になるよう配慮しています。今後は、地域の食文化を取り入れる機会を設け、調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちと話す機会を設けることが望まれます。衛生管理の体制を確立し、マニュアルに基づいた衛生管理を適切に行うことが望まれます。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
(コメント)	子どもの生活を充実させるために、連絡帳により家庭との日常的な情報交換を行っています。また、保育の意図や保育内容については、園だより、献立表、給食だより等で保護者の理解を得る機会があります。今後は、家庭の状況や保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録し、子どもの成長を共有できるような支援（保育参加等）が望まれます。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	保護者が安心して子育てができるように、日々のコミュニケーションにより、信頼関係を築くよう心掛けています。また、保護者からの相談については、送迎時に声掛けするなどし、相談に応じる体制があります。今後は、相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、また、助言が受けられるような体制を整え、相談内容を適切に記録することが望まれます。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	家庭での虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、家庭養育の状況の把握に努めています。また、虐待等の権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、園長を通じて関係機関に通告する体制があります。今後は、マニュアルを整備し、マニュアルに基づいた職員研修を実施することが望まれます。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	c
(コメント)	日々の振り返りは職員間で話し合いを通じて行われています。今後は、話し合った内容等会議の記録や自己評価の記録が求められます。また、子どもの活動の結果を話し合うだけでなく、結果に基づく改善点や、職員の自己評価の振り返り等をより深めることが求められます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	c
(コメント)	就業規則等の規定に、精神的な暴力、言葉の暴力、無視や放任などを含めた体罰等、子どもへの不適切な対応の禁止の明記が望まれます。今後、子どもへの不適切な対応が行われないよう、外部研修への参加、園内研修や話し合いを行う等、職員全員の意識を高める取り組みが求められます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	第三めぐむ保育園を利用中の保護者
調査対象者数	130 世帯
調査方法	アンケート調査

利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

第三めぐむ保育園を現在利用している保護者130世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配付してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形を取り、54世帯から回答がありました。(回答率 41.5%)

特に満足度の高い項目として

「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていませんか」

「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」

が90%を超える満足度、

「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」

「保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか」

「健康診断の結果について、園から伝えられていますか」

が80%を超える満足度、

「入園時の説明や、園の子どもたちの様子を見て、子どもを預けることの不安が軽減しましたか」

「入園後も、保育園やクラスの様子などについて「園だより」、「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか」

が75%を超える満足度となっています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等